

議案第110号

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
案

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年大阪市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 〔(1)～(10) 略〕 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 〔(1)～(7) 略〕 (8) 建設業法施行令<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（布設工事監督者の資格） 第4条 〔同左〕 〔(1)～(10) 同左〕 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第5条 〔同左〕 〔(1)～(7) 同左〕 (8) 建設業法施行令<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年5月15日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。